

平成20年(行ウ)第231号 公文書不開示決定処分取消等請求事件

原告 吉澤文寿 外9名

被告 国

2009年4月6日

証拠説明書

東京地方裁判所民事第3部 A2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 東 澤



同 川 口 和 子



同 二 関 辰 郎



同 小 町 谷 育 子



同 魚 住 昭 三



同 古 本 晴 英



同 張 界 満



甲号証 番号	標 題 (原本・写しの別)		作 成 者 作成年月日	立 証 趣 旨
20	情報公開・個人情報保護審査会答申	写し	情報公開・個人情報保護審査会 2003.8.8	平成15年度(行情)答申第237号の内容。情報公開・個人情報保護審査会が、『日本の核政策に関する基礎的研究』という名称の文書の存否が明らかにしたとしても、そのこと自体から核政策についての研究の内容や方向性が明らかになるものではなく、また、相当長期間経過していることにかんがみれば、テーマの重要性を考慮に入れたとしても、その存否を答えることが現時点において我が国の情報の収集及び分析その他の調査の取り組み状況等を明らかにすることとなるとは考えがたく、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報に該当するとは言えない。」と判断したこと等